

(第13号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の184</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の161.5</u> を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 1～30 (略) 31 <u>令和5年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の35」とする。</u> 別表 (略) 附 則 <u>この条例中附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。</u>	第1条～第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額 <u>に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の164、常勤の監査委員にあつては100分の142、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の169、常勤の監査委員にあつては100分の146を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) 附 則 1～30 (略) 別表 (略)

(参 考) 第5条関係

中野区長、副区長及び教育長

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	164/100	169/100	358/100
改正案	廃止	184/100	184/100	368/100

常勤の監査委員

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	142/100	146/100	313/100
改正案	廃止	161.5/100	161.5/100	323/100